

商品概要説明書

株式会社鹿児島銀行

2026年4月1日現在

1. 商品名	外貨普通預金
2. 商品の概要	外貨普通預金は、外国通貨建ての期間の定めのない預金です。
3. 預金保険	預金保険の対象外です。
4. 販売対象	個人(原則として18歳以上の方)および法人のお客様
5. 期間	期間の定めはありません。
6. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入通貨 (3) 最低預入額 (4) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 随時お預入れいただけます。 ・ 原則として米ドル、豪ドル、ユーロ (上記通貨以外については、店頭にてお問い合わせください。) ・ 1通貨単位 ・ 1補助通貨単位まで預入可能。
7. 払戻方法	随時払い戻します。
8. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行所定の利率を適用します。マーケット環境等により見直しをすることがあります。 ・ 利率については、窓口にお問い合わせください。(米ドル、豪ドル、ユーロの利率は当行ホームページ (http://www.kagin.co.jp/) でもご確認いただけます。) ・ 毎年2月と8月の第2日曜日の翌営業日にお支払いいたします。 ・ 付利単位を1通貨単位とし、1年を365日とする日割計算。
9. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利息について 「個人のお客様」…20% (国税15%、地方税5%) の源泉分離課税となります。ただし、2013年1月1日～2037年12月31日の間にお受け取りになるお利息には、「復興特別所得税」0.315%が付加され、20.315% (国税15.315%、地方税5%) となります。マル優の対象とはなりません。 「法人のお客様」…一律15%が総合課税されます。ただし、2013年1月1日～2037年12月31日の間にお受け取りになるお利息には、「復興特別所得税」0.315%が付加され、15.315%となります。源泉徴収された利子所得税額は、当該事業年度の法人税納付の際、税額控除されます。 ・ 為替差損益について 「個人のお客様」…為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税対象となります。ただし、年収が2,000万円以下の給与所得者で、差益を含めて給与以外の所得が年20万円以下であれば申告不要です。為替差損は、他に雑所得がある場合には雑所得の範囲内に限り差引計算できます。 「法人のお客様」…営業外損益として認識され、法人税確定申告額に含まれます。 ・ 詳しくは、お客様ご自身で公認会計士・税理士等にご相談ください。お問い合わせは、



<p>10. 外貨預金の預入と払出に関わる手数料および適用相場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・円貨で預入する場合は、預入時の当行所定の電信売相場(T T S)を適用します。 ・円貨で払出す場合は、払出時の当行所定の電信買相場(T T B)を適用します。 ※預入時に適用するT T Sと払出時に適用するT T Bには米ドルの場合2円、豪ドルの場合4円、ユーロの場合3円の差があり、お客様のご負担となります。 なお、T T SとT T Bは為替相場の変動に伴って変わります。 (米ドル、豪ドル、ユーロ以外の通貨の手数料は異なりますので、店頭にてご確認ください。) ・米ドル外貨現金で払出す場合は、キャッシングフィー(1米ドルにつき3円、最低手数料1,500円)を頂きます。 ・豪ドル外貨現金で払出す場合は、キャッシングフィー(1豪ドルにつき11円、最低手数料1,500円)を頂きます。 ・ユーロ外貨現金で払出す場合は、キャッシングフィー(1ユーロにつき4.0円、最低手数料1,500円)を頂きます。 (米ドル、豪ドル、ユーロ以外の通貨の手数料は異なりますので、店頭にてご確認ください。) ・外国送金で払出す場合は、仕向送金手数料最大7,500円およびリフティングチャージ(払出金額×1/20%×T T S、最低手数料2,500円)を頂きます。 ・到着した外国送金で預入する場合は、被仕向送金手数料1,500円とリフティングチャージ(預入金額×1/20%×T T S、最低手数料2,500円)を頂きます。 <p>※上記の手数料には消費税はかかりません。</p> <p>※「かぎん外為FBサービス」による外国送金の利用条件および送金手数料は、鹿児島銀行ホームページ「かぎん外為FBサービス」専用ページをご覧ください。</p> <p>URL : https://www.kagin.co.jp/houjin/payment_service/gaitame_fb.html</p>
<p>11. 付加できる特約事項</p>	<p>ございません。</p>
<p>12. 為替リスク</p>	<p>円貨で払出す場合、円ベースで元本割れの可能性があります。つまり、払出時の為替相場(T T B)が預入時の為替相場(T T S)より円高になった場合は、受取円貨額が預入円貨額を下回るリスクがあります。</p>
<p>13. 当行が契約している指定紛争解決機関</p>	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
<p>14. 対象事業者となっている認定投資者保護団体</p>	<p>ございません。</p>
<p>15. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この預金は、入金、出金、解約とも口座開設店に限りお取扱いします。 ・一部お取扱いできない支店・出張所がございます。営業店窓口にお問い合わせください。 ・お取引金額が10万米ドル相当額以上の場合、市場実勢に基づく当行所定の為替相場を適用します。 ・為替相場の急激な変動によりお取扱いを中断する場合があります。 ・外貨現金を代り金とした外貨(NON-EXCHANGE)取引での預入はできません。 ・T/C(トラベラーズチェック)を代り金とした外貨(NON-EXCHANGE)取引のお取扱いはできません。

